

平成30年第3回定例会議事日程（第3号）

平成30年9月19日（水）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

是 石 利 彦 議 員

岸 本 加代子 議 員

山 本 定 生 議 員

平成30年第3回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成30年9月19日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 9月19日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
 4 番 梅津 義信 10番 若山 征洋
 5 番 横川 清一
 不 応 招 議 員 9 番 丸谷 一秋
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121 町 長 今富壽一郎 会計管理者 奥家 照彦
 条の規定により説明 教 育 長 皆尺寺敏紀 住 民 課 長 瀬口 浩
 のため会議に出席し 総 務 課 長 守口 英伸 健康福祉課長 石丸 貴之
 た者の職氏名 企画財政課長 奥田 健一 産業建設課長 赤尾 慎一
 税 務 課 長 小原 弘光 上下水道課長 和才 薫
 教 務 課 長 瀬口 直美

本会議に職務のため 局 長 奥邨 厚志
 出席した者の職氏名 書 記 太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんに議長よりお願いいたします。

発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不適當発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議でありますよう皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は9名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、山本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（若山 征洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いいたします。また、質問の回数は、同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されますので、消費時間を確認し厳守してください。

では最初に、是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） おはようございます。通告に従って質問をしたいと思います。

平成19年5月就任以来、3期11年と5カ月が過ぎようとしております。若くフレッシュなリーダーに投じた町民の期待の大きさが少しずつ瓦解してきたように感じております。今富町長は、広域行政のパートナーである近隣市町に迷惑をかけているという声をよく聞くようになってきております。果たしてそうだろうか、いやそうではない。我が吉富町民にとって、幸せをもたらせてくれ、明るい将来・未来を約束してくれるのではないか、今富町政3期12年を振り返ってみます。

1、吉富町行政を取り仕切っております今富町長の近隣市町との広域行政の捉え方を御教授願います。

2、平成21年1月、商工会主催の新年挨拶の会、町外来賓、国会議員関係者もちろん町民各位出席者のおられる前で、突然、その年4月予定の豊前市長選挙に立候補宣言をしました。これはなぜか……

○議長（若山 征洋君） 是石議員、1個ずつ聞いたほうがいいんじゃないですか。答えるほうも答えやすいし。

○議員（7番 是石 利彦君） そうですか。傍聴者にわかりやすく題を読もうかなと思ったんですが。

じゃあ1番から、先ほどの捉え方、①からお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、おはようございます。是石議員さんからの通告は、今富町長は、吉富町行政を取り仕切る中で、広域行政をどう捉えているのか考えをお聞きしたいという通告であります。

それに対しまして、私の考え方は、私ども地方自治体であります。本来はみずからのことはみずからで行うということが目的だろうというふうに思っております。でも、中には、広域でその近隣の自治体と共同で事務処理をしたほうが効率がいいものがあるのではなかろうかということも理解をいたしております。そのような案件につきましては、他の自治体と共同で事務処理をすることも必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そういうためには何が必要かということをお尋ねしたいと思えます。

当然のことながら、話し合い、事前の協議、そういうものが必要だろうと私は思っておりますが、そのほかにどういうことが必要と思われますか、御教授願いたいと思えます。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 私は、是石議員さんに教授するほどのものではありませんが、質問にはお答えをいたします。

共同で処理をするためには何が必要かということですが、それは吉富町にとって必要かどうか、合理性があるかどうか、利益があるかどうかなどだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 私は、ほかにもあるんじゃないかなと思うんですが、期待していたんですが、避けたような気がします。

2番に行きます。

平成21年1月、商工会主催の新年挨拶の会、町外来賓、国県議会関係者、もちろん町民各位出席のおられる前で、突然のその年4月の予定、豊前市長選挙に立候補宣言をいたしました。覚

えておられる方も多いかと思いますが、これはなぜかお尋ねしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、是石議員さんの御質問であります、突然の立候補宣言はいたしておりません。話を変えないでいただきたい、事実を変えないでいただきたいと思います。

新年挨拶の会の数カ月ぐらい前だったと思いますが、ある新聞社の記事に、私が豊前市長選に立候補の意思があるというような記事が載りました。それを受けまして、町民の皆さん方が本当なのかどうなのかというようなお話がありましたので、新年挨拶の会がちょうど皆様方がお集まりいただいております場ですので、その場で豊前市長に立候補することはありません。心配しないでくださいと。吉富町政に邁進をいたしますというお話をさせていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これはひとり言ですが、口から出まかせすぐ出るんですね。

私はその場におりました。もう愕然と、がくっと来ました。みんな顔を見合わせて驚いた、声が出なかったことを私も覚えております。それを見て、多分新聞記者が町長のもとに走ったんだろうと思います。

その後、そういうことはなかったということはどこかで発表したし、新聞にも書いてあったと思います。新聞の今報道がフェイクニュースだということをよく言われますが、そういうことを暗に誘導するような発言はやめていただきたい。私もその場におりました。あなたの発言もよく聞きました。もうすっかり忘れておる。忘れてはないさ、あなたはそんな人じゃありません。

このことについても、近隣の皆さんも第一番目にびっくりしたことです。後で簡単に取り消すと。この取り消すということは、後の質問にあります。

それから、就任してから大変お忙しい公務を果たしてこられたと思います。私の町民に対する責務は、吉富町民の幸福と利益を守ることにあると、今富町長は発言しております。いえ、強く宣言しておられます。3期12年が過ぎなんとする今、吉富町民の幸福と利益を守っておりますよね。あなたの吉富町長の町民への責務はどこに果たされていますか。果たされているところをちょっと今質問の中にありませんが、示していただければありがたいんですが、どうぞお願いします。

○議長（若山 征洋君） 通告に……。

○議員（7番 是石 利彦君） だから3番目の質問です。

○議長（若山 征洋君） 3番目はパチンコ屋のち書いてある、これやろ。（「3の2」と呼ぶ者あり）

はっきりしてください。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） だから、今の②の2に関連する質問です。

豊前市長に立候補するというようなことは言わなかったと言いましたけど、それは吉富町民に対する責務があるわけですから、それは断ったわけですね。それはそういうことはありませんと、御安心くださいということになったわけですから、それに関連する質問です。それで答えるようにお願いしたいんですが。だめですか。

○議長（若山 征洋君） もう一度。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これは、ちょうど21年になろうと思いますが、1月ですから約2年過ぎたころだったと思います。初めての町長で、非常に精力的に活動をされていたころだろうと思います。

そういう中に、私の町民に対する責務は町民の幸福、利益を守ることにありますと、いろんなところで町長は発言しておりますが、現在も、今先ほどの答えに言いましたが、吉富の利益になることならば、広域行政もその役に立つということは言われておりました。

そういうことで、吉富町民の幸福、利益は今も守れているのか。果たされているところ、果たされていないところが今でもあると思えば発言をお願いしたいと思いました。いかがでしょうか。

（発言する者あり）そんなに難しい。じゃあ、議長。

○議長（若山 征洋君） 3に行ってください。

○議員（7番 是石 利彦君） 思い出せば、こんなこともありましたですね。直江のパチンコ屋さんの跡地がありましたが、オートレース場外車券売り場が進出しようかということがありました。これにストップがかかったわけですが、当時も今も執行責任者ですが、どうしてこれが撤退になったのかを顛末をお聞きしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 通告の御質問は、パチンコ屋の跡地にオートレース場外車券売り場進出にストップがかかりました。どうして撤退したのかという御質問ですが、どうして撤退したのかは、私には答えようがありません。事業者の方にお尋ねください。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そう言うだろうと思っておりました。

最初、町長は態度をはっきりしませんでしたけど、いろんな行政懇談会の席とかで発言が漏れ伝わっておりました。町長は、ある程度積極的なんではないかということがありました。それに伴いながら、地元いろんな団体なり、町民の方々が反対の声を上げておりました。でありますから、住民反対運動が起こったわけです。初め町長の判断が明快に伝わってこなかったのですが、実は進出受け入れに賛成だったが、住民反対運動に押されて、町長判断で受け入れを断念した。これ

ではないかと思いますが、これの判断は間違いですか。どうぞ。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 是石議員さんをお願いを申し上げたいと思います。議会の一般質問でお互いのルールがあろうかと思っています。そのルールにのっとって御質問願えればというふうに思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ルール。町長の口からルールが出るとは思いませんが、これは3番目の質問の関連と思って聞いていただきたいと思ったんですが、これについては答えないということです。

次に行きます。

これも1期目ですが、平成21年6月、就学前、県外乳幼児医療費支給システムの4市町との貸与協定締結がありました。これは町長が就任の最初のときに、就学前乳幼児の医療費を原則無料にするということに切りかえまして、これは、その後、そのようになさっておりますし、町民それから子育て支援という意味では、画期的なことだったろうと思います。県からもそういうコメントがどこかに新聞に出ていたのを記憶しております。こんないいことを町長も最初のころはしていたんですね。

これも不思議ですが、4市町との締結が行われ、これはたしかそのときの6月だったと思いますが、わずかその5カ月後、豊前市と上毛町に対しては、翌年4月以降の延長を拒否したのはなぜか。また築上町だけは延長しました。これも特別な理由があるのかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 通告書には、わずか5カ月後、豊前市と上毛町との翌年4月以降の延長を拒否したのはなぜかという指摘があります。それから築上町は延長したのは特別なのかということですが、私どもは拒否をしたことはございません。よく文書を照会していただければというふうに思います。継続にはいろいろと現状では困難ではなかろうかということで、前もって困難を解決するようにお知らせをした文書であります。

以上です。（「議長、答えてないですね」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 築上町の件は。町長。

○町長（今富壽一郎君） 築上町は、そういう支障がございませんでしたので、そのまま延長をさせていただいたということでもあります。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 私の最初の質問は、突然の4月——普通なら行政間同士の約束事ですから、にぎにぎしく新聞発表もされたし、にこやかな笑顔で写真も出ておりました。まさか6月に締結し、10月、11月で、その豊前市と上毛町に突然の書類を届けたと。その内容は、理由は、諸般の理由によりと。私も以前この場でお尋ねしたんですが、諸般の事情だと。諸般の事情ってどういうことかと、内容を聞きたいんです。今いろんな条件があるんだと。条件がそろわなかったのも——じゃあ築上町はそろったんですね。そのことについて、もう一度お尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） よく御存じだと思います。そのとおりに御質問していただければいいんではなかろうかなと思います。諸般の事情とは、いろいろと諸般の事情であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ありがとうございます。言っていただきました。この人の口から言うことをちょっと私は記録したいんで言っとるんです。ぜひ私の質問に全部答えていただきたいと思いますが、正直に。でなかったら、書類を私、自分でとった書類があります。正式にありますが、そういうのを下さざるを得んと思いますが。

それから、要するに、自分の思いが通じない。そしたらば、即やり返すという町長のそういうスタンスだろうと思います。こういうところがいっぱいあるんですね。この21年には、ほかにいろいろなことがあったんです。これはまだありますが、また皆さんお聞きになりたいと言えば、また次の機会に質問ができると思います。

それでは、これ、私いいと思ったんですよ。平成21年4月ですね、乳幼児医療費原則無料化を実施、これはすばらしいですよ。子育て支援の第一だと思います。これは今は各自治体もやり始めたし、福岡県も相当の援助をさせていただいていると認識しておりますが、これを吉富町で単独でやった。県でも高く評価しているような新聞記事も見ました。最初はこうだったんです。よかったんですよ。

5番に行きます。

システム使用協定により、当初一自治体10万8,000円が吉富町の収入になっていると思うが、名目は何かお尋ねします。

これはたしかシステム改修費は百八十数万円というふうにお聞きしておりますが、これを吉富町の独自のシステムにして、ほかの3市町と一緒に使おうという協定だったと思いますが、この一自治体当たり10万8,000円というのは、どういう名目というか、どういう収入だったのかということをお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、議員さんが言われましたように、システムの開発費の一部負担金ということで10万8,000円いただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 一部負担金とおっしゃいました。何年か前、私がこの質問をしたときには、そういう言い方はしなかったと思います。これはちょっと確認しますが。負担金となれば、これ脱退した場合は請求ができるんだらうと思うんですが、この市町、要するに豊前市と上毛町には、それから10万8,000円というものは、この1年間ちゃんと使いますよということでしたので、当然次の3月末までは、このシステムそのまま使ったのかなと思いますが、もう一度お尋ねしますが、今言った一部負担金というのはお間違いはないんですね。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 詳しくは、システム設定費として各市町に10万8,000円じゃないですね、10万5,000円を負担をしていただきました。ということであります。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 少しずつ霧が晴れてきております。以前、稚拙な質問だったので、そのままスルーされたんですが。

次、6番に行きます。

困り果てた市町、不況下で財政的に厳しいところだったわけですが、釜井豊前市長と鶴田上毛町町長が、急遽新しいシステムをつくるため補正予算を組んで、両議会の承認も得て、市民町民の子育て支援を確保しました。今富町長の年度途中の協定破棄など、しかも諸般の事情によるという理由、このことに誤りがありますか。まずそれを確認したいと思います。（「さっき答えた」と呼ぶ者あり）もう一度答えてください。誤りありませんと。——答えたんですね。はい、わかりました。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） ちょっと私の理解が悪かったのかもしれませんが、是石議員さんの御質問の通告は、豊前市と上毛町は急遽、新システムをつくるため、補正予算を組んで市民町民の利便を確保した。今富吉富町長の年度途中の協定破棄で近隣市町の予算に悪影響を与えたままだが、このことに誤りはあるかということではありますが、まず、年度途中で協定を破棄したことはありません。翌年度の協定について、諸般の事情でなかなか協定を延長するということは、私どもだけでは解決できませんよと。あなた方が解決するべきものではないですかということをお暗に御通知を申し上げました。

悪影響を与えたままだがということですが、だれが悪影響という判断をしたのかわかりませんが、私は豊前市さん、上毛町さんにとっては、後で考えれば、自前のシステムを自前で持つということは一番確実で堅実な方法であつたろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 町長の考え方が少しずつわかってきました。

自治会間での協定、それから自治体が行ういろんな契約とか、いろんなことがあるかと思いますが、それにこういう文言が全て書いてないから、途中で脱退なり破棄なりはできるんだということが、町長のこの11年、12年の間にいっぱいあるんですね。今の自分の行動を正当化することです。残念ながら、そこを覆すような法的なことはありませんが、私にそういう力はありませんが、これについてもまた勉強をさせていただいて、次なる機会があることを期待します。

例えば、吉富町が開発したシステムを使用協定を突然——突然はちょっと町長は違うと言いますが、年度内に破棄するということは明記されてないのでしょうか、法的に問題はないのでしょうか。法務関係、総務課長にお尋ねしますが、このときの担当ではないので判断は難しいかと思いますが、法的に遵法されているかどうかということは大事と思うんです。これからも吉富町と協定なり何かを組むときに、こういうことが起こり得ると。吉富町とすると何かあるぞと。さっき町長はいみじくも言いましたが、これで豊前市、上毛町は自分の力で自主自決のシステムを作ったんだと、市民・町民にとってはいいことだと、こう強弁するわけですが、そういうことが振る舞いがあるから評判がよろしくないということが最近目立っております。これは実はもう当初からあつたんだと。20年はまあ、だつたんでしょうが、21年にそれが噴き出したと。それからどっと出ておりました。そういうことじゃないかなと言っておきます。

そこで、ちょっと今言いましたが、総務課長にお尋ねしますが、今の件、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

私は、その協定書の内容を確認しておりませんので、今この場で答えることはできません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そうなんです。その協定書を見せてくれと私は言いました。出さないといいました。だから、今の協定書を見せていただきたいと思います。議長よろしくお願ひします。言っていただけますか。

○議長（若山 征洋君） 資料請求せないかんですね。

次に行ってください。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 次に行きましょう。

吉富町の一方的な方針転換で豊前市、上毛町は事業の二重投資を強いられてしまいました。これはお互い……

○議長（若山 征洋君） 是石議員、これ7番やな。⑦やな。

○議員（7番 是石 利彦君） いいや、違います。まだ行きません。感想・意見をちょっと言うちょかんと。

お互いに行政組織として前代未聞の行為と言わざるを得ない。このことをとつても迷惑をおかけし、吉富町の評価をおとしめていることであると言わざるを得ないと言っておきます。

7番に行きます。

定住自立圏構想は、広域行政による地域発展プログラムでもさらに足らざるものを補完できるものではないかと私は考えております。

先ほどの自主自決の単独行政が望ましいんですが、それだと多様な住民サービスに対応できないので広域行政でやりましょうということが趣旨であろうと思います。

そんな中に町長も言いました。町があくまで利益があると。町が不利益ならば、そういう広域行政はしないということですね。これは全て全部一人称、自分のところ。自分のところがよければするぞと。自分のところが悪けりゃ、あんたたちのとは知らんぞという町長の考えですね。そういうことだろうと思いますが。

ちょっと長くなりましたが、地域発展プログラムではさらに足らざるものを補完できるものではないかと考えておりますが間違いでしょうか、町長の考えをもう一度御教授願います。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 議員さんの御質問は、定住自立圏構想は、広域行政の足らざるものを補完できるのではと私は考えているが、間違いか。町長の考えを御教授願うという御質問であります。先ほども申しましたように、私は人様に教授するほどのものではありませんが、是石議員さんには、あなたが考えているのが間違いかどうかというのは、是石議員さん御自身が自分で考えてよいのではなかろうかなと思います。

いろんなものがありますが、何ごとも長所もあれば短所もあると思っております。あとは御自分で判断をされるということが一番だろうというふうに思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ありがとうございます。町長の出す当初予算とか、いろんな議案にも、いいものもあれば悪いものもあるわけでございます。足らざるものもあれば足るものもあ

るわけです。だから、そこを我々はこの場で議論をしております。ちょっと申し添えておきます。次に行きます。

広く町民の声を聞き、19項目のマニフェストを掲げ、町民の期待に応えてきた。第4次総合計画に照らし合わせ、達成・未達成・その他について、今現在、達成感がある、あるいは不満感もある、反省、恥じる思いがあるか、あわせてお聞かせ願えるといいんですが、お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 御質問は、広く町民の声を聞き、19項目のマニフェストとして掲げ、町民の期待に応えてきた。第4次総合計画とも照らし合わせて、達成・未達成・その他について、今現在、反省やじくじたる思いもあるのかもあわせてお聞きしたいという御質問であります。まず、じくじたる思いはありません。これまで私の町政運営については、町民の皆さんがそれぞれが評価をしていただけるというふうに思っております。私本人としても、12年間、ほぼ満足と言えるのではなかろうかなというふうに思っております。

最近、大変多くの町民の皆様から、任期あと半年少々ということでありますこの状況で、皆さんから、もっともっと健康に気をつけて頑張ってもらいたいというお言葉をいただいております。（「そんなことは聞いておりません」と呼ぶ者あり）町長の町政に対する姿勢、それからまことに至る姿勢、施策が好きだと言っただけの町民の方が大変多くおられます。またすばらしいということで声をかけていただいております。もっともっと頑張りますので、どうか議員の皆さんにもよろしく願いをいたしたいというふうに思っております。

私自身もまだまだ取り組みたいもの、取り組まなければならないもの、取り組まなければならないことがたくさんあります。これからも頑張っていきたいというふうに考えておりますので、この場をおかりしまして皆様方にまずはお願いを申し上げたいというふうに思っております。どうかよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ほとんど達成できたと今町長が自画自賛——これもお得意の言い方ですが、いまだに人口1万人達成の兆しはないが、あきらめていないと。今の発言の中にあきらめていないのではないかとというような感じがうかがえましたが、人口1万人はまだあきらめていないのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 12年前の町民の皆様には訴えたことは、そう簡単にはあきらめはいたしておりません。また私の性格からも、あきらめるということは、まずありません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そのままですね、これもちょっと不規則かもしれませんが、ことしいろいろな卒業式の席で町長の発言があります。これまたびっくりした話ですね。自分の中学校の卒業式ですね、意見が違うことはあると。本当なら、そこで話し合いをしながら解決策を見つけないというのが、その場にふさわしい祝辞だったと思いますが、町長はどう言ったかといいますと、自分の意見に絶対合わんといいても、絶対それに屈してはならんと。最後の最後まで自分の意見を通すんだと、いたいけな15歳、中学生にエールを送っておりました。ああ、これは間違ったエールだなと思いつつも、その場も雰囲気壊してはいけないので、皆さん目を覚ませと言いたかったんですが、大人の対応をしてしまいました。本当残念です。そういうことがありました。

今もそうですね。彼の自分の信条というんですか、生き方が、そのまま出ておりましたし、議会でもそうだし、いろんな県に行くときもそうでしょうが、地域町村でのいろんな会合がたくさんあるわけですが、最初に第1回に中津とかいろんなところと会合、その場に町長として、吉富町の代表として出席されたときに、いろんな今のような状態で、状況で発言を素直にしてしまったんですね。それが対応がまずかったんですね。いろんな反応が出ておったと思います。

せっかく町民、子育て支援に素晴らしい政策をリードしてくれて、この地域、豊前、上毛、椎田の子育て支援をリードしていただいたのにもかかわらず、せっかくいい政策が、何かちょっと汚れた——ちょっと表現違うな。ちょっと残念な結果になったと思います。それはそれぞれのそれに携わった方々、職員……

○議長（若山 征洋君） 是石議員、質問から大分外れてきたから。

○議員（7番 是石 利彦君） いや、意見を言っています。

○議長（若山 征洋君） ちょっと外れ過ぎちゃらせんですか。

○議員（7番 是石 利彦君） いや、そんなことないと思いますよ。私のこの今回の質問は、それを言いたい。町長のどんな人かということを知りたいと思ってやっております。これは、その趣旨に沿っておると思います。この場では何をと言うかということが問われておりますので、私の意見は言わせていただきたいと思います。

だから、町長の最初のボタンのかけ違いなんです。普通はボタンかけ違ったら、あららとボタンを外して、もう一度きちっと直すということが普通だろうと思うんですが、先ほど言ったように、いいかと、中学生卒業生に言ったように、反対意見が出て、もう自分の意見は通せよと、そういうことです。そこでボタンを1回かけ直すという、そういうことに声がいかなかったらちゅうことは残念ですね、繰り返すようですが。このままいくと、もっと何か大きなことが起こるん

じゃないかなと思ってます。

今回はこれくらいの議論にしておきますが、町民各位の御意見をお聞きした上で、再質問をする機会を持ちたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

.....

○議長（若山 征洋君） はい。次、岸本加代子議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。

5項目通告しております。通告に従って質問させていただきます。

まず1番目、熱中症対策。①防災無線を活用して予防メッセージを放送することについてお尋ねいたします。

近年、猛暑の夏が続き、具体的な気温は上昇の一途をたどっているように思います。この現象は地球温暖化の中での一つの現象としての指摘がなされており、来年も、また次の年も続くものと思われま。

こうした中、熱中症による死亡事故報道が相次ぎました。さまざまなケースがあり、原因、どのような経過をたどったのかなど、分析・解明が求められますが、こうした現状での対策が急務となっていると考えます。この観点からお尋ねいたします。

住民に注意を促すための防災行政無線を使っでの放送がなされているかと思いますが、本町ではどのような現状なのか、まず報告をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） それでは、熱中症対策の①番、防災無線を活用して予防メッセージを放送することについて、質問についてお答えをいたします。

熱中症対策の周知につきましては、過去数年防災無線で年に何度か周知を実施をしておりますが、近年におきましては、異常気象による豪雨や台風等の災害予防のお知らせと区別しにくい点と、熱中症の予防につきましては、連日のようにテレビや新聞報道等のメディアで取り上げられて周知されておるといふふうに判断しており、周知は徹底されているといふふうに判断しております。

防災無線での詳細な予防メッセージにつきましては、音声のみの周知のため、なかなか皆さんに御理解がしにくいといふふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ということは、今、吉富町での防災行政無線を使っでの予防メッセージはなされていないということなんですか、ということが1つ。

それと、自治体によっては、例えば温度、35度以上になったらするか。あるいは日曜、祝日はしないとか、毎日やるとかいろいろです。それは効果を発揮しているというふうに、私は考えております。

さて、国もこれ推進していませんかね、その辺。私はいろんな状況あると思うんですけども、もしか町が、うちの町が、吉富町がそのことについての不十分であるならば、先進のよりよい充実した所に学んで、適切にするべきだというふうに考えているんですけども、幾つか言いましたけどお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 先ほども言いました。健康福祉課では、防災無線ではなく、高温時にかかわらず通年的に予防活動はしております。

まず1点目、具体的には広報誌等での周知。続きまして、社会福祉協議会等が高齢者対象に実施しているサロンの教室などですね。それと後、地域での介護予防教室の際に、熱中症対策の一環として、脱水症状の予防のための経口補水液の無料配布。それと、うちの無料配布ですね。

それと後は、民生委員による地域見守り時に、熱中症対策についての注意喚起。それと最後に、地域包括支援センター、あいあいセンター等の職員による高齢者訪問の際に、熱中症予防の詳しいパンフレット等も活用して、個別には説明しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ということは、してらっしゃらないということですね。そして、国がこれ推進してませんか、その点どうなんでしょうか。

3回目になりますので、私の主張ですけども、確かに毎日毎日放送がなされることが、うるさいとか、わかってるとかいろんな反応はあるかと思うんです。でも、反対に流れてくることではとさせられる人もいます。

この辺では、私が調べてる限りでは苧田町と行橋市がやってるかと思うんです。そういう住民に受け入れられているよりよい適切な予防メッセージですね。防災行政無線を使った。それは取り入れるべきだと思います。

国がそれ推進というか、進めてるかどうかということと、私の言ったことについて、執行部としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えします。

国が推進しているかどうかというのは、ちょっと済いません、今、手元に資料がないので、それは確認をしてみたいと思います。

それと、放送につきましても、放送の基準というものが多分あると思われるので、それに準じて今後は個別見回りと防災無線についてもできるようにであれば、やっていきたいといふように考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、2番目にいきたいと思います。

猛暑対策について、生活保護世帯を初め低所得者にどのように対応すべきかということに関してお尋ねしたいと思います。

厚労省は、ことし1月以降、新規に生活保護を申請した方にエアコン購入費、上限5万円ですけれども、この支給を認めるとしました。しかし、現実には、エアコンがない既に受給中の方、あるいはエアコンが故障したり、もう老朽化してるとかで買い換えが必要な方。

さらに、こうした保護世帯も含む生活困窮世帯への対策が必要かと思えます。その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 2番目の質問の生活困窮者世帯へのエアコン購入助成についてお答えいたします。

現在、吉富町におきましては、生活困窮者に対するエアコン購入助成等は、現在、行っておりません。それぞれの状況に応じて、みずから設置していただくものと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 少なくとも10年前までは、エアコンは生活必需品とは言えなかったかもしれません。うちもなかった時期がありますので。

でも、今はエアコンがない、あるいはそれが使えないで過ごすことが生命にかかわるという実態がありますよね。こういう実態があるかどうかについて、まず、そういう認識かどうかについてお尋ねしたいと思います。

私が思うには、そういう実態があるからこそ、国も対策を考え始めて、生活保護家庭で困窮者に対しては5万円補助しましょうということが決まったと思うんですね。でも、この国の対策は不十分ですよ。さっき言いましたように、今、ない方もいらっしゃる。それから、買い換ええないといけませんよね、これずっと永遠に続くものじゃないので。そういうところでの対策もないです。

もう一つ、エアコンがあっても電気代がかさむから使っていない所もあるんですね。高齢者の皆さんとか。こういう方たちの生活実態を把握して、把握することがまず大事で、町としても国に

もっと対策を立てるように要請していく必要があると思うんですね。

同時に、今、現実がありますので、現実はどう対応していくかということを考えていく必要があると思います。今、3つ言いました。生命に危険であるということ、そういう認識があるかどうか。それから、国に対してもっと声を上げてもらいたいということ。当面、何等かできることを町としてするという。この3つについてお答えをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 質問にお答えします。

近年、こういったふうな高温があるので、生命の危険についてはあるとは思われます。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、町のほうとしましてはそういった補助基準はございません。

しかしながら、今年度、社会福祉協議会の資金を使いまして、クーラー購入10万円までの補助で、今年度は買われた方がおられるというふうに聞いております。資金を使ってですね。

ただし、これには一応要件がありますので、そういったものをクリアすれば、町の社会福祉協議会の生活福祉資金は5万円上限でいろいろ条件がありますが、県のやつは10万円というふうにお聞きしておりますので、そういったやつを御利用されて、使っていただければいいかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 生命にかかわるという実態があるということについての認識は一致したかと思えます。

その上で、今、社協の社会福祉資金ですか。町の分と県の分があると。県の分は10万円だと。それはとてもいいことだと思うんですね。

地方自治体の責務として、住民の福祉の向上があっていると思うんですけども、これは健康で命を守るということは前提の上だと思います。本町は、特に安心・安全のまちづくりというのをモットーにしているかと思うんですね。

これも最後になりますけど、1つは、今、おっしゃいました福祉資金ですか、住民の皆さんが活用できるもの。これをもっともっと周知していただきたいと思えます。

それから、それに上乘せするとか、そういった努力をしていただきたいと思えます。その点いかがですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 質問にお答えいたします。

周知につきましては、今後、十分そういったふうな町の社協、それと県の社協等の周知はした

いと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 一つ事例を言いますと、もう五、六年前になるかと思うんですけど、生活保護家庭の方でクーラーが壊れてしまったんですね。壊れてしまって、ケースワーカーの方をお願いするけど駄目だったんですね。

その家のおばあちゃんは、間質性肺炎で扇風機が駄目だったんですよ。扇風機使えばいいじゃないかと言われてたけど、扇風機が駄目だと。何度も何度もお願いして、最終的に診断書も出しました、医師の診断書。ケースワーカーさん、とても頑張っていたいて、最後に、ケースワーカーさんが主治医に会いますと。主治医の話聞いて、もう一度課長に、上の上司に頼んでみますと。それで悪かったら勘弁してくださいという感じの、何度もしてくださったんですね。

そしたら、特例だったのか、5万円までみましようということでお金がおりました。そんなケースがあります。だから、本当に弱者の立場でぜひ考えていただきたい、検討していただきたいと思います。

次の通学路。ブロック塀対策ですね。これについてお尋ねいたします。

通学路を含め危険なブロック塀にどのように対応するのか。まず、大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀の下敷きとなって女子児童が亡くなる。こういう事故が発生しました。

学校敷地内、そして通学路に設置されているブロック塀等の安全性についての点検が必要です。吉富小学校及びその通学路に関する調査は、既になされていると思いますが、その結果はいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 危険ブロック塀につきましては、それぞれの所管課におきまして、調査や対応を行っていますが、ブロック塀の大半が道路に面していることから、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど岸本議員が言われましたように、ことしの6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震では、建築基準法施行令の規定に違反した小学校の塀が倒壊し、登校中の女兒が下敷きになり死亡する痛ましい事故がありました。

道路担当課としましては、町内の巡回の際に、道路に接するブロック塀の調査の実施中であります。

次に、教育委員会では、文部科学省からの学校におけるブロック塀等の安全点検等についての通知を受けまして、通学路におけるブロック塀の現状把握を7月11日に教頭が、9月4日には学校長と教頭により実施をいたしました。

なお、教育委員会事務局では、今後も予定しております教育委員会、学校、関係部局との連携による通学路の安全性確認の際に、学校が実施した現状把握をもとに、再度、通学路のブロック塀の確認を行う予定としております。

また、住民課につきましては、傾いたブロック塀があるとの報告を自治会長から受けた2カ所につきましては、安全対策の措置を行い、併わせて所有者には適切な対応について通知をしたところであります。

今後も町内巡回や関係各課と連携し、危険と思われるブロック塀を発見した場合は、所有者または管理者に適切な管理をお願いをいたすこととしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 住民課の調査の中で、2カ所危ないという所があって、住民の方に言ったということはわかったんですけど、済いません、私、書き方が申しわけない、広範囲にわたってしまって済いません。

一番聞きたかったのは、通学路の問題なんですけども、吉富小学校、そして通学路については、もう調査終わってるかと思うんですけども、結果はどういうものであったのか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 通学路についてのということでの御質問ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど産業建設課長が申しましたように、学校においては通学路の点検を2回行っております。その中で、どうであったかという結果についてなんですけど、学校の教職員が行いましたので、専門家ではありません。あくまで、通学路を歩いて目視という形で行いました。

そのときにも、民家、民地でありますので、高さあるいは中に入っただけの控え壁の確認等も行うわけにはいきませんので、ただ、高さが高いなとかっていう箇所等を学校が見て、そういう気になる箇所については、写真、図面に起こして、保管、あるいは教育委員会のほうにもいただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 1番のところ、これ3回目だと思うんですけど、多分、県の教育委員会ですか、県のほうから調査せよというのがあったかと思うんですけど、そういうレベルでよかったんですかね。目視とか、教職員が行くだけで。

その辺の調査のやり方というか。県に報告がなされているかと思うんですけども、その辺どうでしょう。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 県からは、確かに通学路のブロック塀等の安全確保で調査ということは来ておりますけれども、実は平成28年の9月以降から、もう福岡県県土整備事務所の建築指導課の職員が、県土整備事務所の管内の小学校の通学路の点検を全て実施をしているようでございます。

これは先日こちらのほうが県のほうに確認してわかったことではあったんですが、そのときに目視確認にもより行っておるので、県としては、管内の小学校の通学路のブロック塀等の状況というのは把握しているということでしたので、改めて行政、教育委員会から学校、あるいは教育委員会が点検をした結果の報告というのは、今のところは求められておりません。

あくまで学校敷地内の塀については、当然、求められておりますので、吉富小学校では危険なブロック塀が学校施設の中にはございませんので、それについては該当なしということで報告をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、2番目にいきたいと思います。

対処と今後の方針なんですけども、まず、私、思うのには、今は大丈夫でも、今後、劣化したりしてきますよね。現在も含めて、点検、補修、撤去等についての、まずは相談窓口を設置し、それを周知するということが、まず大事だと思います。この点についてどうでしょうか。

それから、新聞報道によれば、例えば上毛町も撤去に対しての、詳しくわかりません、報道だけなので。補助を出すような報道があったかと思えますし、福岡市もなんかやるような報道があったかと思えます。

それと、県もそういう補助制度をつくった自治体に対しては、その2分の1を助成するとかいうようなことが、今の定例議会に提案されているとかいうようなことも聞いております。

本町も、今後、本当に子供たち命にもかかわる問題で、大事な問題だと思いますので、今後、どのようなことを考えておられるか、お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 最初の質問とも関連がございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、対処方法としましては、まずは所有者、または管理者の方が適切な管理に努めていただくことが必要であるというふうに考えております。

ブロック塀の状態が危険であるかの判断は、大変難しいことから、診断や除去等については、施工業者または福岡県も県土整備事務所建築指導課の相談窓口としておりますので、いずれかに

御相談いただくようお願いしたいというふうに思っております。

また、相談窓口につきましても、担当課は産業建設課になろうかと思いますが、その御案内と合わせて、それを周知するための点検のチェックポイントを記載した「ブロック塀を点検しましょう」のチラシ、回覧やホームページ、並びに10月の広報にも掲載いたしますので、所有者並びに管理者の皆様には、それを参考にブロック塀の安全性について御確認をいただきたいというふうに思っております。

また、有償ではありますが、簡易診断の立ち合いや設計及び改修方法等の相談を福岡県建築士会豊前地域会が実施しておりますので、その旨も合わせて記載をすることとしております。

ブロック塀の診断、撤去等の補助金につきましては、現在、私が把握しておりますのは、福岡市と北九州市が助成制度あるように聞いております。また、福岡県も今議会に撤去の補助等を上程するという事は伺っております。

ただ、詳細については、まだ全くわかりませんので、その詳細を見まして、その内容を見て、また検討をしたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） となると、他の自治体の補助要綱なりを見る。それから県の動向を見る。そのことによって、本町もその補助制度をつくるかどうかについて考えたいというふうな答弁だったかのように思うんですけど、それでよろしいですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 近隣と言いますか、福岡県がどういうふうな内容の補助要綱かというのが、具体的にまだ見えておりませんので、それを詳しく中身を確認して、それ以降検討はさせていただきますというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 妥当な答弁というか、県のあれを見るということなんですけども、じゃあ本町独自に、それは危ないからとか、子供たちの命を守るためとか。やっぱり自分とこのブロック塀が倒れて、それで子供がけがをしたりとかしたらいやですよ。

だから、住民の皆さんにも、その協力を願うための施策をすとか、そのために費用も出すとか、そういうことを県待ちということなんですか。県待ちでやっていきたいということなのか。それは積極的に、私は県がどうであれしていくべきだと思んですけど、その辺どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 先ほど、答弁の中でお話しましたように、基本的にはブロック塀というのは、個人の所有でございます。ですから、責任を持って管理するのは、当然、所有者、管理者でございます。

ただ、当然、ブロック塀が安全かどうかというのを判断するっていうのは、専門家でなければ困難であると思います。そういったこともありますので、ホームページ、広報等で、簡単に目視だけでそれが安全かどうかということを確認するものを広報とかでお知らせしたいというふうに思っております。

じゃあそれが本当に安全かどうかというのは、施工業者または専門の建築士でなければ判断でき得ませんし、専門家であってもブロック塀に鉄筋が入っているのか、基礎がきちんと入っているのかというのは、目視だけではわかりません。ですから、費用はかかりますが、所有者が自己の責任を持って管理すべきであるというふうに、私は思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 大事な問題なので、住民を守るという立場から、ぜひ検討を続け、早めにしていただきたいというふうに思います。

3番目です。フォーユー会館のトイレの改善についてお尋ねします。

フォーユー会館のトイレの手すりの問題について、初めて取り上げたのは2年前の9月議会だったかと思います。当時は、とてもトイレの手すりの設置が不十分でした。そのとき執行部の答弁としては、設置の必要性も認め、いずれはやりたいという答弁でした。

その後、12月議会にもう一度取り上げまして、洋式にはつけるけれども、和式については洋式に改修する際に設置するとのことで、現在、まだ和式には手すりがないままで推移しております。

このときの答弁の中に、洋式トイレの改修を検討していく必要があるかと考える。今後、時期も含め検討したいという答弁いただいております。改修については、いつぐらいになるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 今、フォーユー会館のトイレの現状の和式のものの洋式化について、いつぐらいになるかという御質問かと思いますが、現状ではいつという計画は具体的には定まっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これ2年前ですかね。平成28年の12月議会の答弁で、今後、

時期も含めて検討したいと、執行部、言われております。大分時期が経っているんですけど、時期について検討はなされていないのでしょうか。

今、課長の答弁では、いつとは言えないということだったんですけど、時期についても検討したいとおっしゃってるので、言われてるので、どういう検討がなされたのかということが1つと、もう一つは、当時、和式というトイレに手すりを設置するには費用が30万円かかるっておっしゃってます。

今、困っているので、時期がずれるようでしたら、まず和式に手すりをつける。和式にこそ手すりが必要だと思います。

これは、時期がもっと後になるようでしたら、すぐするべきだと思いますし、30万円のお金はすぐできると思います。どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 当時の課長が時期等についても含めて検討するというお答えを、この本会議の中でされたのかなというふうに認識はしております。

フォーユー会館のトイレもそうなんですけれども、教育委員会が所管しております施設については、まず、この数年前から現在までにつきましては、利用する方、あるいは建物自体の安全性の確保というところから、体育館の耐震改修。老人福祉センターの全面改修。そして、今年度、フォーユー会館の屋上の防水工事等、施設のまずは安全性を優先してやってきたところです。

当然、御質問も2年前からあってございますので、じゃあトイレについてはというところの検討は、担当も含めたところで話は出ております。ただ、現状については、今現在、洋式トイレが13個ございます、多目的と合わせれば13個ございまして、既にそれについては、28年当時に手すりをつけているということが一つあります。

それと、現在、28年度に策定をされました吉富町の公共施設等総合管理計画というのを、28年に吉富町は定めております。

今後につきましては、それぞれ持ってる施設、体育施設、社会教育施設、あるいは学校の各施設で長寿命化計画、個別施設計画を策定するというのを、まず第一に考えておりまして、これは31年度に可能であれば策定をしたいと。

その中で、じゃあフォーユー会館のトイレについては、フォーユー会館の施設の長寿命化を考える時に、じゃあトイレについては、洋式にするのか、和式にするのか。正直、和式というのも利用者は好んでされる方もいらっしゃるんですよ。

先日、私、公共施設、ほかの公共施設に行った時も、順番で並んでましたら、前の女性2人は、洋式が空いたので、私、和式でいいので、先にどうぞと言われたんですよ。

そこも含めて、だから全部を洋式にしてしまうのか。じゃあ洋式にしてしまう場合に、今の和

式のブース1個で洋式1個できるわけではないのかなど、ちょっと広さ的な問題もありますので、ブース自体を全部考え直さなきゃいけないので、そこの中でまずは検討をして、洋式にするのか、じゃあその数はどうするのかというところで、当面洋式にすれば、そこは手すりも含めてつけたいなというふうには考えております。

そして、2つ目に、和式にこそ手すりがというところで、28年当時に、たしか22個の和式トイレに手すりをつけた場合は、30万円ちょっとという経費を言ったかと思います。

現状のところ、いろんな手すりが必要で、トイレを利用される方については、13個ある多目的トイレ、あるいは洋式トイレを活用をさせていただきたいというふうで、和式のほうに手すりをつけるという計画は、今のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） フォーユー会館の大ホール、たしか500人入ると思うんですよ。先日もカラオケの発表会があってました。カラオケに行った友人が言ってたんですけど、高齢者が多いんですよ、歌う方も。杖をつきながら歌ってるとか。椅子が必要とか、だから時代がそうなんだよねって話したんですけど、高齢者の方は洋式だと思うんですね。確かに13個あってもですよ、待たないといけないんですよ。

だから、少しでも軽減するために、私は、和式への当面の手すり検討するべきだと思います。時間がありませんので、その点どうですか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 多くの方々にフォーユー会館利用していただいております。そういう住民の方、あるいは利用する方々の意見も聞きながら、その必要性についても検討はしたいと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） よろしくお願ひします。

次の質問にいきます。生活困窮者自立支援法への対応の現状と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

生活困窮者自立支援法が施行され3年。本年度、法改正も行われました。その結果、福祉事務所未設置町村、うちもそうだと思うんですけども、が生活困窮者からの相談に応じるなど自立支援事業の一時的な相談機能を担うことができるとされてますし、そのことについて国庫補助の対象ともなっております。

まず、この事業についての本町の取り組みはどのようになっているのか、現状について報告を

お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） それでは、質問についてお答えをいたします。

先ほど、岸本議員、言われてましたように、この法律は生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立を促進することを目的とするというふうになっております。

そしてまた、責務といたしましては、市及び福祉事務所を設置する町村が有する、というふうにはなっております。しかしながら、福岡県におきましては、平成27年4月から、社会福祉法人グリーンコープと連携をし、子供からお年寄りまで全ての生活困窮者対象者の暮らし全般。食糧支援や少額の貸付制度などの支援を行っております。

吉富町におきましても、生活困窮者自立支援担当者会議等などに出席するなどして、ほかの自治体や支援機関との連絡を図っております。

また、生活困窮者のうち、障害のある方の自立支援につきましては、就労を希望する障害者の方に対し、町におきまして障害者総合支援法における障害者サービスに係る自立支援給付を行っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、報告されたんですけど、本町における実績としてはどうなんでしょうか。例えば何件くらいそのことで利用してる人が、グリーンコープのいろんな施策につながったとか。

実績がどうなのかということと、もう一つ、そのことを知らない方も多いかと思うんですけど、周知はどのようになっていますか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） この件につきましては、県が施行主体となっておりますので、近隣におきましては、行橋にグリーンコープさんが困り事相談室を開設しておりますので、そこで就労の相談等は受けているというふうに、うちのほうは伺っております。

町に直接そういったふうな相談はなくて、県のほうに相談に行くというふうなことでなっておりますが、今後は行橋のそちらに行くことはなくて、相談員、その行橋の相談員さんが直接、連絡をいただければ、直接そのうちに伺って相談を受けるというふうなことも伺っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 周知方法。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 濟いません。周知方法につきましては、今後、広報やパンフレ

ット等を集めて、広報等に載せて。それとホームページ等で周知はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうしますと、この事業で、吉富町の方が何件相談に行かれたとか、そういったことは実態はまだわからないということなんでしょうか。

それが1つと、3回目なので。もう一つは、困っている生活困窮者の生活実態を一番わかるのは町だと思うんですね。というのが、例えば生活困っているところは税金の滞納があるだろうし、住宅家賃の滞納とか、保育料の滞納とかいろんなことがあると思うんです。

これ、たしか委員会だったか、本会議だったか、ほかの同僚議員の質疑の中でもあったかと思うんですけど、各課が得ている情報、例えば税務課だとか、健康福祉課だとかばらばらだと思うので、もちろん個人情報なので同意も得ながら、その家庭の世帯の実態を丸ごと正確に把握するために、そういう庁内でそれを共有するような取り組み、それが必要だと思うんですね。

それをすれば、実態がわかります。そして、それを県の窓口なりに伝えていくということが、取り組みが町としては必要じゃないかと思うんですけども、実態がわかるかということと、今のことと2つお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 実態についてお答えをいたします。

実態につきましては、先ほども言いましたように、県の機関というふうになっておりますので、そういったふうなところから、どういったふうな相談件数があるというのは、確認はいたしたいというふうに考えております。

情報の共有につきましては、個人情報等もありまして、個人さんの同意等も必要にはなってくるとは思いますので、それにつきましては、今後、検討していかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 資料を持ってるんですけど、鳥取県の北栄町というんでしょうか。

1万4,000ぐらいの町なんですけどね。ここは、このあれを直営でやってるそうです。ここがとても評価されてるのが、副町長をトップとする庁内連絡会をつくって、個人情報提供の同意書を定めて、情報の共有に努めていると。

そのうえで、さまざまなことにいくので、とてもここが生活困窮者自立支援の取り組みの中の優れた自治体実績のある所として紹介されてたんですけどね。

今、検討していただけるということなので、ぜひ生活困っている方、本当に困っていると思いますので、そういったこともしながら支援していくべきだということも主張した上で、次の最後の質問に移ります。

最後は、広報よしとみ7月号に掲載された専決処分不承認に伴う措置について、そのことに関してお尋ねいたします。

広報よしとみの最初のページに、専決処分不承認に伴う措置について（報告）という文書が、今富町長名で載せられました。ところが、この文書には、そもそも議会がなぜ町長の専決処分を不承認としたのか、その本質について一切触れられておりません。

本質は、行政の無条件の優先課題である災害復旧を、全く災害復旧とは無関係の漁協役員の体質問題とリンクさせて怠ったことにあります。このことへの反省こそ求めているのが、専決処分に対する不承認だ。しかし、このことを受けとめていない。ここにこの文書の最大の欠陥があります。

しかも、この文書は、議員が政務活動費を請求したことなどを例に挙げ、予算を追認したという特殊な論を立て、町民を煙に巻くような争点そらしとしか思えない論を展開しています。

条例に基づく政務活動費の請求を予算の追認だとする論拠は、どこかにその出典はあるのでしょうか。これ、委員会で少し議論はなされておりますが、本会議ですので、改めてその法令的にその根拠を示していただきたいと思います。

お願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回、広報よしとみ7月号に、専決処分不承認に伴う措置について（報告）ということで掲載させていただきました。

今、御質問にございました措置の件でございますが、必要と認める措置の具体的な内容につきましては、法令の解釈によりますと、何か特定の措置に限定しているものではなく、首長が適切に判断するものであり、専決処分の考え方について、その説明責任を果たす観点から、必要な対応を行うものであるということで解釈されているものでございます。ということで、今回、この7月の広報に説明をさせていただいたものでございます。

それから、追認という話でしたが、確かにおっしゃるように、可決なり否決なりの議決以外に追認というものにつきましては、法的な根拠はないというふうに、私は思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、企画財政課長が法的な根拠はないというふうにおっしゃったんですけど、これは町執行部の考え方。町の考え方と思ってよろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 追認の件であります。政務活動費の申請について、議員みずからの意思で申請を行ったものであろうと思います。

皆様が認めないとした予算に対して、政務活動費を申請をしたということは、皆さまがその予算を認めたものだというふうに判断をさせていただいております。

法的に有効かどうかというのは、また、専門家にお尋ねください。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。3回目です。

○議員（8番 岸本加代子君） では、法的な根拠は示せないというふうに判断してよろしいですか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さんが申請をされたということは、私は法的な根拠に当たると。申請をされて、受領をしたということで、法的な根拠はあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 意見だけなら。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の答弁からは、法的根拠は示せなかったというふうに判断いたします。

根拠のない、本当に目くらましの本質隠しの論法と言わざるを得ません。このことは、町民の代表である議会を冒瀆するものであり、ひいては議会制民主主義の否定であるというふうに考えます。このことを指摘して、今回の一般質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩をいたします。

再開は11時40分。

午前11時32分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません、本日は3人しか質問がいませんので、私がきょうはトリになります。通常、午後なら皆さんごゆっくりしているところでございますが、午前中にな

りましたので、引き続き、皆さんおつき合ください。

今回、質問につきまして大きく2点、災害対応に関してと職員採用計画に関してを上げております。災害対応につきましては、今皆さんも御存じのように、ここ数年、特にことしになってからは、広島、その他の台風で、先日は大阪の地震、そして北海道の地震と大変災害が続いております。

その中で、我が町も今のところ大きな被害というものは起きておりませんが、昨年には7月豪雨というのがありました。ことしも7月にまた同じ時期に、やはりこういう大きな災害といえますか豪雨がありました。それも踏まえましたので、今回こういう質問させていただいております。

よろしく願いいたします。

7月6日の避難勧告及び指示の内容についてをお聞きしたいと思います。

吉富町では、17時40分に避難指示、18時10分に避難勧告というものが発令されております。この辺について、指示内容、勧告内容についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

計3回の避難勧告、または避難指示を発令いたしました。いずれも7月6日に発令をいたしております。発令時刻は12時30分に土砂災害警戒区域及びその周辺にお住まいの方47世帯104名の方に対し避難勧告を、17時40分に先ほどと同じ対象者に避難指示を18時10分に町内全域3,011世帯、6,856名に対して避難勧告を発令いたしました。いずれもフォーユー会館を避難所とするもので、内容は避難の原因、これは土砂災害、または河川氾濫の高まりなどです。

次に、②避難対象地域と範囲。

③避難場所等を防災行政無線で流すと同時に、緊急速報メール、防災メール・まもるくん、ホームページ、吉富町のSNSといった多重的な情報伝達手段を利用して情報発信を行いました。以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今説明を受けました、今回の7月6日についての説明だと思います。先ほど私冒頭でも言ったように、昨年の平成29年7月豪雨災害、このときと今回の違い、町の対応の違いも含めて、何か今ここでわかりましたらお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

昨年の7月のときとの違いでございますが、今回のほうが雨量が多くて、土砂災害警戒情報というのが12時5分に本町に発令されております。それを受けて、本町で初めてだと思っておりますが、

避難勧告を土砂災害警戒区域に出しております。昨年はそういった土砂災害警戒情報というのが発令されていなかったというふうに記憶しております。

そういったように、その後も土砂災害危険度情報レベル、福岡県がこれ出すんですけども、危険性がレベル3、これ最も高い状況なんですけども、3に達した。これに基づきまして避難指示、先ほどの土砂災害警戒区域に避難指示を出しております。最後、佐井川が避難判断水位を超え、氾濫危険水位に到達しそうだという状況になったのが18時ごろでございます。それを受けて、町内全域に避難勧告を出したというところでございます。でありますので、昨年とは雨量が全然違っていったところから、今回このような対応をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、災害情報こういう形で出て、町民もなかなか今まで過去に例がない形だったのでわかりづらいかと思うんです。せっくなので、今回の機会にどういう状況であったのか、町がどのようなことを行ったのかというのを私はここでお示しし、これを皆さんに知っていただければなと思って質問しています。他意はございませんので、どうかよろしく御質問にお答えください。

じゃあ2番目にいきたいと思います。

指示対象、件数、人数及び避難内容、人数についてですが、先ほど説明を受けたわけですが、この人数の確認方法ですとか、そういったのも含めて御説明できますでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

人数につきましては、本町の土砂災害警戒区域にお住まいの方を地図上で示しておりますので、これはもう防災ハザードマップのほうで住民の皆様にも周知をしております。その中にかかっている方の数を数えたら47世帯104名の方であったということでございます。

町域全体につきましては、住基の登録の世帯と住民登録の世帯ということで数を把握しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今言われたように、先ほど説明があったんですけど、防災無線とかSNSですとか、町のホームページですか、そういったものでやられたという説明があったんですが、みんなに届いたかどうかという確認というのは、何かできたんでしょうか、やられたんでしょうか。ちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

土砂災害警戒区域47世帯、104名の方につきましては、該当する地域の自主防災の会長に確認をとっていただきました。全ての世帯にこの情報が伝達されたというお答えをいただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そのような形で、今回の人数が、避難指示についてはある程度世帯に限られる、人数に限られたので、こういう形で何とかいけたのかなと思うんですが。

ちょっと次聞きたいんですが、先ほど勧告世帯が3,011件、6,856名かなに出したというふうにありました。指示も同じですが、2つともフォーユー会館で避難という避難場所が指定されていましたが、そもそもフォーユー会館に6,856名が避難できるんでしょうか、その辺のことをお聞きしたいんですが。仮にフォーユー会館に収容できる人数を超えた場合はどうされる予定だったのか、それも含めて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

町内全域6,856名の方に避難勧告を出しました。当然フォーユー会館ではそれを受け入れることができません。でありますので、まず暑い時期でございましたので、冷房があるところということでフォーユー会館、常に自主避難でもフォーユー会館にしておりますので、それもやはり冷房があるというのが大きな要件になっております。

そういったところから、まずフォーユー会館で受け入れられるだけ受け入れをしようということでフォーユー会館を指定しました。それがフォーユー会館で受け入れができなくなった場合は、隣の体育館あるいは武道館のほうで受け入れる準備は進めていたところでございました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そういう形で多分、フォーユー会館の近隣には公共施設がありますので、そういう対処をされているのかなとは思ったんですが、ちょっとこれ聞きたかった理由の一つが、いつも例年我々の吉富町で行っている防災訓練は、よく皆さん自主防の方も言うんですが、いつも小学校でやっているという形で、このときは小学校を使う予定、開設する予定はなかったのかというのが1点と。

次、他の自治体の場合は、やはり2カ所ぐらいを指定している、もしくは一時避難所とされているところですね。公民館ですとか集会所、そういったところも活用くださいます的に防災の勧告のときの避難場所を指定しているところもあるんですね。それがいいかは別として、吉富町ではそ

ういう形をする予定はなかったのか、今後そういったことを検討されるのか、それも含めてお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

小学校の体育館に避難所を設けるつもりはございませんでした。いつも防災避難訓練のときには言われるんですけども、町民全体を対象とした訓練でございますので、一番集まりやすい小学校、いろんな催しもしておりますので、あの場所を活用させてもらっておりますが、今回の避難については、小学校を避難所として指定するつもりはございませんでした。フォーユー会館、体育館、武道館をしたいというふうに思っておりました。

それとあと地区の公民館につきましては、実際、地区の公民館で一夜をすごした方、避難者もいらっしゃいました。それは自主防災組織が自主的に自己の公民館を開放して避難者を受け入れたというところもございまして、それはそれで自主防災という形で、日ごろの訓練の中から生まれてきたんだなというふうに私は思っております。町のほうからは、特に公民館に避難してくださいというようなお願いはしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番目のやつも今3問いきましてので、次のときで今の話もちょっと続けて聞きたいんですが、3問目の1番いきます。

避難所の運営状況について説明を求めたいんですが、今言われたように、避難された方にどのような形を行ったのかとか、どういう対応があったのか、その辺をちょっと町民の皆さんにわかりやすく説明していただければありがたいです。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

今回はフォーユー会館を避難所として計3回の避難勧告または避難指示により、合計71世帯131名の方が避難をされました。途中で帰宅された方もいましたので、避難所のフォーユー会館には、6日22時の時点で最高60世帯111名の方が避難をされておりました。

避難者は3階と1階の和室の部屋と、3階研修室3、4に分かれて避難していただきました。体調等を考慮して、2階研修室1、2も開放できるよう準備をしておりましたが、こちらに移る方はいませんでした。

避難所の運営は、教務課の職員と本町の避難所運営の担当班である、住民生活班のうち住民課の職員を中心に行いました。

また、保健師4名で避難者に声かけや聞き取りをし、配慮が必要な高齢者または体調が悪い人

などの選別を行い、トイレの誘導やバイタルチェックなどを行いました。避難者には、備蓄物資の毛布と水を準備し、夕食の時間に重なりましたので、アルファ米の配給も行いました。

翌朝、雨や河川の水位が低下しましたので、5時40分の時点でほとんどの避難者は帰宅されました。その後、7時45分に最後の避難者が帰宅し、直後の7時55分に土砂災害警戒情報が解除、そして8時10分に全ての警報が解除となり、その時刻に避難所を閉鎖したという状況でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、避難所の説明はお聞きしました。この中でちょっと確認したいんですが、避難指示世帯と勧告世帯の割合というのがどんな感じだったのかがわかるなら1点と、今回今言われた71世帯で10時時点で60世帯、20時時点か、で60世帯と言われていましたが、これがもし想定人数より多かった場合の町の備蓄、いわゆる水、食糧、毛布そういったものは十分確保されていたのか、その辺も含めて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

今、土砂災害警戒区域の避難者が何人、それ以外の避難者が何人という資料はちょっと持ち合わせておりません。受け付け名簿を用意して記入をしてもらいましたので、その名簿を見ればそれは判断できます。今ちょっとそれを持っておりませんので、申しわけございません。

そして、備蓄品が全部手当てできたのかということなんでございますが、本町は計画的に物資を備蓄しております。今年度末でアルファ米は4,150を目標にしておりましたので、全ての住民の方6,500人が避難した場合は当然足りなくなるということでございますが、じゃあそういう方たちにどうするかというのは、今そういった事態になったときには足りませんので、どうしたんだろうか、どうなっただろうかなというぐらいに今考えております。

ただ、よく言われるのが3日間の水と食糧を確保すれば、よそからの応援物資が来るので、3日間の食糧と水を確保しましょうというのを、各家庭にもお願いしているようなところでございますので、今後こういったことがあった場合は、自宅から食糧があれば持ってきていただきたいというようなお願いもしていこうかなというふうには思っております。そういったことでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですね、やはり全員の分の備蓄というのは、本当に限りが絶対にあると思います。しかし最低限は持っておかなきゃいけない、それが古くなっていくとかい

ろいろありますので、この辺は難しいところですが、こういうときにいわゆる協定とか、例えば川食さんですとかマルミヤさんですとかそういったところに、たしか協定を結んで、いざとなったらそういう何かあったときに物資の供給できるようにという協定があると思いますので、そういうのをまた利用されて、もしもの場合というのの想定、足りなかったらどうしようと言われたように、そういったものをまた今後活用してほしいなと思うんですが。

さっき聞いた指示世帯と勧告世帯をお聞きしたことで、ちょっと1点お聞きしたかったんですが、仮に指示世帯で避難された方と勧告で避難されてきた方に何らかの違い、例えば町として指示された方は水と食糧と毛布がありますよ、勧告の場合は自分で布団を持ってきて水を持ってきなさいよとかいう、何か区別はあるんでしょうか、区別をする予定はあるんでしょうか。

以前、毛布は持って、たしか避難というふうに言われていたと思うんですが、先ほど備蓄の中の非常用の毛布出されたと言われたんで、それは大変いいことだなと思うんです。というのが、避難するときに毛布を持って避難できるとかということ、実際無理ですよ。特に大雨降っている中、足腰の弱っている方が、布団と水を2リッターぐらい持って避難してこいというのは、もうちょっと余りにも難しいと思います。よほど時間があって車で来るとか近くの人ならいいですけど、その辺について、どう何か区別とか、何かあるのか。今後そういうことも想定するのか。多分今回初めてですから、これを検証していろいろ変えていくと思います。ですからどういう形になるのか、その辺も含めてお聞きしたいんです。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

避難勧告、または避難指示に基づいて避難された方についての区別はございません。どちらとも避難者であるというふうに思っております。

今の議員が言われた、毛布を持ってください、食糧を持ってくださいというのは、自主避難のときにそういったことをお願いをしております。あくまでも自主的な避難でございますので、そういったものは用意しておりませんので、持参していただきたいということはしておりますが、本当の勧告、避難指示の場合は、そういった余裕はございませんでしょうから、毛布を持ってきてくださいというようなお願いはいたしておりません。

以上です。

今回、初めてのケースでございましたので、これについては全職員が従事しておりますので、従事した職員からいろんな意見を今いただいております。それをまとめております。今後どういふふうにしていこうかというの、町全体の中で検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） じゃあ4番目いきたいと思います。

避難者の健康管理及び状況について、先ほど説明では保健師がバイタルチェックなどやられたということをお聞きしましたので、健康管理などはいいのかなと思うんですが、実際病気とか持たれている方や持病を持たれている方、いろんな方というのは自己申告なんですか、うちの避難所というのは。それとも今回人数少ないですから保健師さんが聞くことできたかもしれませんが、通常はどういうふうに行われるのか。例えば吉富町では包括支援センターというのがあります。そこでは、そういった対象者というものが、多分名簿で上がっていると思うんですね。そういう方との連携もできて、町としてはすぐに対応できるようになっているのか、もしくは今後そのような形をする予定があるのか、その辺も含めて説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

今回おっしゃるように、人数が百ちょっとでございましたので、4名の保健師が聞き取り調査を行って配慮が必要な方の選別等を行いました。実際に6,000人の方が来たときはどうなのかというのは、やはりそうなったときは、もうそういった包括の方も手伝いをさせていただいて、いろんな情報をもとに対応をしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） あと今の避難者の健康管理について、1点お聞きしたいんですが、今回は指示世帯は自主防の会長さんが全戸に確認して回ったということで対応できたそうですが、例えばこの避難勧告を受けた方も含めて、足腰の悪い方、自力でフォーユーに避難所に来れなかった方、自主防の方で手が足りなかった場合の方、こういう方はどうされるのか、町のほうで考えがありますか。

あとその方が家に残っているかどうかの確認というのは、どういう形で行われるかも含めて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

今全ての行政区の中に自主防災組織というのがあるんですけども、本町は。その自主防災組織の方に、避難行動要支援者の把握をお願いをしております。これがちょっと法律で個人情報というのがございまして、こちらからそういった方の名簿をお渡しするというのが、今のところできない状況になっております。これは自主防災の会議の中でもよく指摘されるんですけども、それが無いといざ私たちが助けたいと思っても助けられないじゃないかという意見をよく聞かれます。

それで、担当課といたしましては、本人の同意を得れば、その情報を自主防災組織にお渡ししても構わないというふうになっていきますので、これを実は対象となるだろう方、65歳以上の高齢者あるいは70歳以上の夫婦のみの世帯とか、65歳以上の単身世帯とかいった方に同意をいただけるような文書を送ろうかなというふうに、今計画をしております。12月議会でその郵送費等を予算をいただきたいなというふうには、まさにこの災害を受けて検討をしていたところでございます。やはりそれがないと自主防の方もどこに行けばいいのかというのを把握ができないというふうに言われていますので、そのとおりだなというふうに思っておりますので、そういったことを12月の議会で予算をいただいて、今年度中に把握をし、来年の出水期までには整備したいというふうに、今考えているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 5番目の勧告と指示の違いについてお聞きする前に、今お聞きしたんですが、私の知っている限り、私が聞いた幸子の団地に住まれている自主防の会長さんは、そこに住んでいる方の名簿さえないからわからないちゅうんですね、誰がいるか。空き家もわからん、誰が住んでいるかもわからん。いざとなつてここに高齢者いるだろなちてピンポン鳴らすけど出てこない、そりゃそう、住んでいないんですから。でも住んでいるか、住んでいないかの情報も一切もらっていないから、どうもできないというのが現実だそうです。その辺も踏まえて、町の対応をしていただきたいと思います。

5番目入ります。勧告と指示の違い、この大きな違い町民にわかりやすく説明をお願いしたいものと、この場合の伝達方法、先ほど一応説明は受けましたが、ホームページ、SNSその他でやられると言っていました。伝達方法についても含めて説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず、避難勧告は災害による避難が発生する恐れがある場合に発令されるもので、強制力はありませんが、対象地域の住民に安全な場所へ避難を促します。

次に、避難指示は、被害の危険が切迫したときに発令されるもので、避難勧告より状況がさらに悪化した場合や、人的被害が出る危険性が非常に高まった場合に発令されます。避難指示のほうが避難勧告より緊急性が高いということになります。避難指示が発令された場合は、直ちに避難する必要がありますが、避難指示が発令された地域の住民が避難しなかったとしても、罰則などの規制はされておられません。そういった違いでございます。

あと、伝達方法につきましては、一番最初の質問でもお答えしたとおり、まず防災行政無線で流します。それと同時に緊急速報メール、これ強制的に携帯電話に入ってくるやつでございます。

がそれ、それと防災メール・まもるくん、これは登録されている方に入ってきます。そしてホームページ、SNS、ホームページとSNSは持っている方がじゃないとできませんが、そういう形で勧告を出していきたいというふうに今も思っております。

それと、つけ加えますけども、今回初めて避難勧告、避難指示を出しましたので、土砂災害警戒区域の自主防の会長の方には、避難勧告避難指示を出す前に、今から出しますという連絡はいたしております、6地域の方ですけども。だから、今回はそういった形もとらせていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっとお聞きしたかったのは、勧告と指示、今言われたように勧告というのは促し、指示はそれよりもう少し緊急性の高いものというのは、これ確かに行政にとっての説明ですよ。行政側の説明ですよ。さっき課長も言われたように、強制力がない、法的な罰則もないというように確かにそのとおりなんです、勧告というのは行政が出す、いわゆる避難しなさいよ、してくださいよという指示ですよ、いわゆる一般的な用語としては。避難指示というときは、もう命令ですよ、はっきり言って。もうしてもらわな困りますよ、もうしてくださいよ、しとかないといけませんよということなんです、一般の方にはその辺がよくわからない。

ある町では、避難勧告の時点で早く逃げろというふうな指示を出しているところもありますよね、行政が。消防団とかがずっと巡回しながら、その中ではもう早く逃げなさいと、指示のときは、もう今すぐ行かな間に合わんというふうな形で、何しとんだという形で言っているところもある。行政がそういう言葉は使いできないとは思いますが、もう少し伝達方法というのは、ここで書いている伝達方法というのは、もう少し町民が本当に行こうかなと、避難勧告の時点ではみんな、何か避難勧告出たんだなという感覚なんです。避難指示が出て、初めて、えっ、どうしようかなと、避難指示の時点では本来は避難場所にいるべきものですよ。その辺を促すような努力を町では考えられているのか、今後はされるのか、何かそういったことを検討されているか、ちょっとその辺も踏まえて説明があったらお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

土砂災害警戒区域にお住まいの方につきましては、指示が出た時点で、先ほども申し上げましたとおり、各地区の該当地域の自主防災組織の会長に、全ての世帯を確認をしていただきました、どういう状況かというの。ちゃんと情報が伝達されているかどうかというのを確認をしていただきました。

残りの土砂災害以外、町域全体について指示をしたときに、じゃ確認をどうとるのかというのは非常に難しいところでございます。もちろん議員がおっしゃるとおり指示ですので、避難をしてくださいと、直ちに避難をしてくださいということになりますので、そういった方が来るという前提で受け入れをしなければいけないので、初めての経験なのでいい経験になったので、この経験を全職員がいたしましたので、全職員で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回は災害対応について、今回の検証をさせていただいて、これを町民に知っていただきたい。行政の皆さんも、やはり町民の命を守るために、今後これをいい意味でどんどん発展していただきたいという意味で今回質問しました。

ある方から当日電話を町にしたと、どこにお住まいですかと言ったらある地区に住んでいる方なんで逃げんでいいちゅわれたとか、そういう話もお聞きするんで、この辺の職員の一人一人の考え方とか統一感というのをこれで作ってほしい。ある地区というのは御存じのように海辺のほうの方です。その方が「私たちは逃げないでいいんですか」ちゅたら「逃げんでいい」と言われたとかいう話も聞いていますので、そういう対応を町がするわけないので、聞き違いか取り違いの問題じゃないかなと思うんですが、そういった小さいことも、職員一人一人に伝達してもらえるような組織づくりで、今後の防災に当たってほしいと思って今回の質問をしました。

2番目にいきます。職員採用計画に関して、30年度の補充及び新規職員採用計画についてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

平成30年度補充新規職員採用計画についてでございますが、平成30年4月1日職員数は2名の定員の不足というふうになっております。それは、昨年度身体障害者の方を対象とした試験に受験者がいなかったことの1名と、保育士が合格を辞退したというところから2名の不足が出ておりました。その不足している職員2名分と今年度末に勸奨退職をする3名の、合わせて5人を来年度4月1日に採用する予定でございます。この前の日曜日に採用試験を実施をいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今先週か、試験をされたという形で、試験日が9月16日かということなんで、何名今回応募があったのかということも1点お聞きしたいのと、もう一つこの中で保育士、昨年もお聞きしたんですが、保育士というものは、いわゆる町の一般事務の仕事ができ

るのかできないのかと保育園の専属の職員ということで、今後使っていくのか、この2点とあともう一つ、昨年ちょっと確認したんでないと聞いていましたが、もう一度確認します。保育園専用職員というものになる場合、保育士となる場合は、この方の給与表というものはどうなるのかもあわせてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

まず応募、先週の日曜日に試験がありまして、応募者ですが一般事務Ⅰ、これは大卒程度が対象ですが5人受験しております。一般事務Ⅱ、これは高校卒程度であります、これ同じく5人で一般事務Ⅲ、身体障害者対象でございますが、これ1人、保育士は1人、文化財専門員が3人受験をいたしております。

それと保育園の職員が一般職かがどうかという御質問でございますが、保育園の職員も一般職として採用しておりますので一般職でございます。給与は一般職の職員の給与条例に基づく給料表に基づいて支給をいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その保育士も一般職としても動けるということで、固定化しないということなんでしょう。たしか以前は一般職の中で保育士資格がある者とか何かそういった形だったかなと思ったんですが、最近は保育士という限定した職なんで、限定職として来た方にそういう説明はされているのかどうかというのが疑問ではあるんですが、それはどうなんでしょう。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

保育士として採用された方は一般職の職員として採用しておりますので、直接あなたは何年か後に役場の事務に移りますよとかいうような説明はいたしておりませんが、一般職として採用されておりますので、そういった異動もあるというものはわかっていたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 次にいきますけど、30年度末の今さっきは30年4月の時点の人員の話をされていましたが、今回の募集されている方が入ってくるというのは来年31年4月ですから、30年度末の退職見込み及び欠員見込みとかそういったものについてはどういう見解でしょうか、お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほども御説明いたしましたが、30年度で2名の不足がございまして、今年度の3月31日で3名の方が勸奨退職をいたしますので、合計5人不足しますので、今回5名の採用をするための試験を行いました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 例年、こういう形で人員を事前にわかっている分をとるという前提で採用計画は立てているんでしょうが、それでもいつも足りないのが近年ですので、1人ぐらい余裕を持っていてもいいのかなとか個人的には思いますが、職員の人事というのは人員というのは、いろいろと手続上大変というのをお聞きしておりますので、それは十分総務のほうは人員管理というものをやってほしいなと思えます。

これに踏まえてもう1個お聞きしたいんですが、臨時職という職員がありますね、不足したときの人員です。先日企画課長のところは、なかなか人がいなくて9月にやっとそろったとか言っていました、この臨時の職員の募集というのはいつ行っているのでしょうか、年何回行っているのでしょうか。随時登録できるようになっているのでしょうか。そしてこの臨時職員というのは、一般職と業務の違い、仕事の違いというのは明確に定められているのでしょうか。それも踏まえて教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

臨時職員の募集につきましては、2月号の広報よしみで、町あるいは中学校組合も含めて、臨時職員の登録の募集をいたしております。登録につきましては、随時受け付けはいたして、登録者がいっぱいあった場合は登録者が臨時として雇用されずに、まだ登録者がある場合は募集はいたしません。ですが、登録者がなくなった場合は随時募集をいたします。今回については、ハローワークにも募集をいたしたという経緯もございます。でありますので、臨時の職員の登録者がいない場合は随時募集をいたしております。

それと、やはり臨時職員でございまして、一般職の職員並みの仕事をしていただくというのは、やはり酷なところはございまして、臨時の職員は簡単な受け付けとか、がしかし人員不足に対する補充でございまして、事務ももっていただいているケースもございまして、臨時の職員という意識といいますか、正職員とは同じという考えではないというのはございまして。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、臨時の方と一般職の業務の違いは雇用のときに条件というのがある程度あると思うんですね。例えば他の町でいきますと、受け付け業務に準ずる

とかなっているところが多いんですね。そのためにあえて雇用を直でやらずに派遣会社を使ったりとかというのが。というのが3年間そこで臨時でも雇用してしまうと、正規に今度から変えなきゃいけないという法律も改正されていますので、そういうのも踏まえてなんでしょう。

そういった派遣を使われているところも多々あるわけですが、吉富町の場合、そこまでないにしても、臨時職に与える仕事の内容というのは、先ほど言われた部署によって違うような説明でしたから、これかなり差異があるんじゃないかなと思うんです。ある部署であれば、この臨時職員の経験者の方が、ちょっとじゃあそこならいいですよと、でもあつこの部署やったらちょっと嫌やなとかいうのが出てくるんでないかとちょっと心配してしまうんですが、その辺のことは人員管理としてできているんでしょうか、お聞きします。と、その基準があるのか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

臨時職員の方を任用する際には、必ず面接をいたしまして、そこに配置をする予定の課長もあわせて面接をいたしまして話をしております。臨時の方がこの職は嫌だと言った経験は今のところございませんし、皆さん一生懸命業務をしていただいております。担当課長が臨時職員の仕事の状況を見ながら、無理のないように適切な指導を行っているというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こういう形でお聞きしたのは、近年職員の数が不足しており、先日の企画課長も9月まで人がいなかった、見つからなかったというのをお聞きすると、やはり行政サービスというのは、町民から税金を預かり、その税金のもとで皆さんは雇われ、その中で税金をいかにサービスするか、町民にサービスするかというものが仕事ですから、足りないということは、そこに必ずサービスの不足があるということなんでね、これはちょっと問題だなと思っていますので、あえてこの御質問をしました。臨時というのはあくまでも臨時ですから、やっぱり正職員というものがこの町政運営をやってほしいと思います。

今回、私の質問に関しては職員サービス、住民のサービスというものと、災害、住民に対する安心・安全という最大の皆さんが負うべきサービスのことを今回質問いたしました。これを皆さんも再度また心に刻んでいただき、住民サービスのため、こういう質問をいたしました。これにて本日の私の一般質問を終わります。

○議長（若山 征洋君） これにて一般質問を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後0時23分散会
